

防災千葉北部

NPO法人日本防災士会 千葉県北部支部会報 平成25年5月1日発行(第12号)
事務局 〒273-0011 船橋市湊町2-8-11-411 090-5500-0845(伴登方)

平成25年度 支部定期総会開催さる

平成25年度支部定期総会は、4月27日(土)に船橋市中央公民館第二集会所で開催されました。会員総数(4月1日現在)は59名で、うち正会員は54名です。総会出席の正会員は27名でしたが、書面による議決権行使や議決権委任の正会員15名を加えて、42名の正会員出席(出席率78%)となり、総会は有効に成立しました。

議案は下記の3議題でしたが、全て異議なく可決されました。

第1議案 平成24年度事業活動報告及び決算

第2議案 平成25年度事業活動計画及び予算

第3議案 役員改選

<25年度事業計画>

1. 会議開催

- ・支部定期総会 平成25年4月27日(日)開催
- ・定例会 役員会を月1回程度開催し、できるだけ多くの場合研修等との同時開催として、一般会員も参加するものとします。

2. 支部会報の発行等

支部会報は四半期に1回以上発行する。

3. 防減災に関する知識/スキルの向上訓練等

単なる会員のスキルアップに留まらず、地域防減災力向上のための指導者レベルを目指します。

- 1) 講演会等
- 2) DIG、HUG、クロスロード等
- 3) 救命・救急訓練
- 4) その他

4. 地域防減災力向上支援活動等

- 1) 自主防災会等防災訓練支援・出前講座

2) 船橋市中学生防災学習支援

豊富中、海神中、芝山中の3校の予定(海神中は5月下旬から実施予定です。)

3) ボランティアセンター立上げ運営訓練 習志野市社協等

4) その他

5. その他

- 1) ボランティア活動保険加入

<役員改選>

支部役員の任期は2年(今期総会まで)で、役員全員が改選対象となりますが、下記の皆さんが今後2年間の役員となりました。

* (新任)以外は再任。

(役職毎、五十音順に記載)

支部長	小村 貴司
副支部長	大野 雅之 中村 誠(幹事から新任)
事務局長	伴登 義懿
会計	岩部 敦
幹事	青木 信夫(新任) 青山 久子 飯岡 孝(新任) 川口 定夫 篠原 修 谷 正美(新任) 筒井 義臣 中村 利孝 藤下 進

なお、監査委員及び顧問は下記のとおりです。

監査委員	野澤 修 山田 清實
顧問	安藤 信宏 伊藤 寛 小平 由紀 佐藤 浩 清水 大輔 醍醐 誠一 豊田 實 水野 実 武藤 嘉宏

地域防減災力向上支援活動

習志野市社協 ボランティアセンター立上げ・運営訓練

習志野市社会福祉協議会のボランティアセンター立上げ・運営訓練は、平成25年2月24日(日)10時から習志野市総合福祉センターで実施されました。

午前中は「被災地の福祉活動から学ぶ、災害ボランティアセンターのあり方」と題する、福島県いわき市社会福祉協議会 地域福祉課長 佐藤 裕之氏の講演があり、以下のこと等が話されました。

<講演会>

- ・情報の錯綜、福島第1原発の爆発等もありボランティアセンター(以下「VC」と記す。)の立上げは発災5日後の16日となったこと
- ・九州・関東ブロックから社協職員の応援あり。
- ・市内各地(勿来,小名浜地区)にもVC立上げ
- ・8月8日から「災害救援VC」から「復興支援VC」(生活支援活動等)に機能・名称変更
- ・災害ボランティア受付数=約55千人、ニーズ受付数=約7.3千件
- ・情報発信・記録の大切さ(ブログ・ツイッター)
- ・VC運営と社協通常業務の調整
- ・日頃からの区長・民生委員・ボランティア団体等関係機関・団体との連携が大切



ボランティア オリエンテーション(訓練)の様子

- ・外部支援者との長期的な支援を視野に入れた

関係づくり

- ・支援される側の気持ちになることの大切さ

<運営訓練>

午後からはVC運営訓練で、今回は習志野市社協職員と(災害協定を結んでいる)他市社協職員や協力ボランティア団体からの参加者とが協力してVCを運営することを目的としたコーディネータ訓練を行いました。

訓練は、ボランティア受付→オリエンテーション→マッチング→資材・送出し→(現地活動)→帰所→報告書作成等→センター閉所を1サイクルとして、2回実施されました。

当支部からは7名参加しましたが、このうち2名(飯岡、水野の両氏)がVC運営側に参加し、他の5名はボランティア役で参加しました。

この内容の訓練は初めての試みでしたが、その後の総括では、伝達されたニーズ内容に齟齬があった、資器材が十分でない、現地からセンターへの問合せへの応答に不備等多くの問題点が指摘されました。

このような大災害時では周辺地域(県或いは南関東全域)も被災しており、さらに遠隔地の被害が少なかった同種団体からの参加は期待できるとしても今回のような近隣各団体の参加は困難だと思われ、近隣自治会等(ここも被災しているが)を含めた支援体制を検討すべきだと考えられます。

我々も必ずしも近隣での活動のためだけでなく、こうした訓練に積極的に参加し、どこでも役立つように、VC運営のノウハウを学び、スキルアップしていきたいと考えています。

出前講座

社員の安全、放送の社会的責任(事業継続)のために

中国系テレビ局 (株)大富 にて

(株)大富は、中国中央テレビ国際チャンネルの日本向け放送事業者で、東京都中央区銀座7丁目の8階建てビル(昭和47年7月竣工、築40年)の8階にあるテレビ放送会社です。

この(株)大富の会議室で、平成25年2月27日(水)11時から約1時間、社員10数名(全社員数は約20名)が参加して防災講座が開かれました。社員は中国人が多く日本のような防災教育を受けていない方が多いので、初歩からの講座となりました。

主たる講義は青山防災士が担当しました。

講義内容は次のとおりです。

- ① 東日本大震災での揺れの状況(動画)
- ② 中央区銀座地域のリスク
地震発生確率、震度と被害程度等
- ③ 自助・共助の大切さ
生き延びる:自分, 家族, 社会のため
- ④ オフィスの減災を考える
社員、企業、社会のため
- ⑤ 家具・機器等の固定、非常食等備蓄

一通りの説明後の質疑応答では、具体的な家



具等固定方法や揺れたらすぐ外に出る方が良いか、中国ではトイレの中が安全だと教えられたかどうか、等活発な質問応答がありました。

今後は今日の話に基づき社内部で検討し、できることから具体化し、その段階でも当支部が協力することを約して講座を終えました。

なお本講座は、青山防災士が同社の同時通訳(中国語)を担当していることから、当支部が依頼されたものです。

地域防減災力向上支援

習志野市 市民防災フェア(第2回)

昨年3月31日に第1回が開催された市民防災フェアの第2回目が、H25年3月30日(土)11時から、習志野市大久保公民館・市民会館で全館借上げで実施されました。

主催は習志野災害ボランティアネットワーク(代表:清水大輔氏:当支部顧問)で、共催はコープみらい、船橋SLネットワーク、船橋災害ボランティアネットワーク及び当支部、後援は習志野市、習志野市社会福祉協議会です。

開催内容は

- 12時から ドキュメンタリー映画「生き抜く」
(大阪毎日放送 制作)
- 14時から 講演「あの日の絶望から明日への希望」(写真家 佐藤 信一氏:南三陸町在住)

これに併行して共催各者の催し事が各部屋で行われ、当支部では「わが家わがまち 減災教室」と名付けて以下のことを実施しました。

<家具転倒防止等 展示/相談室>

色々なケースでの家具転倒防止方法等地震時の室内安全対策について器具等を展示し、相談に応じました。



<仮設トイレ組立実習>

習志野市危機管理課のご協力により、市避難所に配置されている仮設トイレを会場に持込んで一般参加者と一緒に組立てる訓練をしました。



当日は近くにある公園の桜も満開で、昨年よりも来客は相当多くあり、家具転倒防止展示、三角テントや中に設置したトイレも関心が高かったようです。

<プライベート/三角テント組立実習>

市販の1枚のブルーシートを利用してプライベート用テントを造るもので、室外でも室内でも造ることができ、着替え用やトイレ用に使用できます。

避難所運営ゲーム(HUG)指導者研修 (初回)

4月27日(土)支部総会終了後、同会場でHUGを指導者として実施するための研修の第1段として、ゲーム実施のための準備の仕方、説明の仕方、進め方等について研修しました。

講師は中村(利)幹事で、会員以外の町内会防災役員(2名)も含めて28名の参加者でした。次回は5月26日(日)に、本格的演習を行う予定です。



水防責任は？ 水防団と消防団 その問題点は？

1. 水防責任＝市町村

水防法 第 1 条(目的) で「この法律は、洪水、津波または高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。」と規定し、第 3 条では「市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。」と規定しています。水防責任を有する市町村や組合が「水防管理団体」であり、この団体の長が「水防管理者」です。

このうち公共の安全に重大な関係があるとして知事が指定した団体を「指定水防管理団体」と言います。当支部が主な活動地域としている東葛飾、葛南地区の各市は八千代市、鎌ヶ谷市を除き指定水防管理団体です。(八千代市は周辺 6 市 2 町で「印旛利根川水防事務組合」を設置。この組合は指定水防管理団体である。)

2. 水防団

水防事務を処理するために設置されるのが「水防団」ですが、その団員はほとんど「消防団」の団員と兼務です。(千葉県の場合、専任水防団員はいない。)

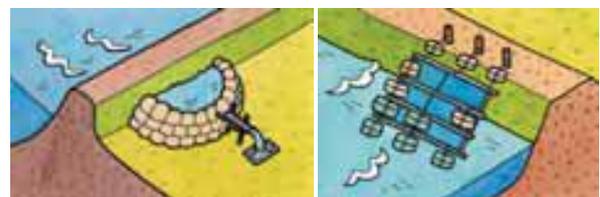
「消防団」の根拠法である「消防組織法」は、昭和 22 年 12 月公布の法律で、その第 1 条(消防の任務)で「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」とあり、水防も消防の任務と規定されている。

この点に関して水防法第 5 条では、第 1 項で「水防事務を処理するため、水防団を置くことが

できる」とし、第 2 項で「指定水防管理団体は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。」としています。また第 3 項では「水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。」と規定しています。

3. 団員減少、高齢化、サラリーマン化

水防活動の内容は、水防法第 1 条の規定により、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することで、十分な団員確保と活力が望まれている。



月の輪工法(漏水対策) シート張工法(浸食対策)

しかしながら近年団員確保は高齢化に伴い困難になってきており、1971(S47)年に全国計 122 万人だった団員数は、2011(H23)には 88 万人と約 3 割減となっている。特に 30 才未満の団員は S47=39%から H23=18%と半分以下に減少して

います。さらに団員の 70%(全国平均)がサラリーマンで職住近接ではなく、災害時の速やかな参集や出勤率に問題が生じています。

4. 水防活動と安全確保

東日本大震災での団員の死亡/行方不明者は、岩手・宮城・福島の 3 県で 253 名と甚大で、このうち津波防災のための水門や陸閘の操作等のための犠牲者は 59 名でした。このことを重視した消防庁は「大規模災害時における消防団活動

のあり方等に関する検討会」を、海岸管理担当省(農水省,国交省)は「水門・陸閘等の管理運用検討委員会」を設置して、団員の安全確保を主眼とした活動のあり方を提言しています。

安全最優先の退避ルールの明確化、水門等施設の自動化・遠隔操作化、情報システムの構築・活用、等々ですが、早期実現が切望されます。

(記：伴登 防災士)

事務局から

1. 個人情報保護法との関係で事あるごとに問題となってきた「災害時要援護者名簿」の作成と関係者への提示等について、今国会で「災害対策基本法」を改正すべく、4月12日に閣議決定されました。その概要は下記のとおりです。

・市町村長は、「避難行動要支援者」(*この法案での用語)の避難支援等を実施するための基礎とするための名簿を作成しなければならない。

・市町村長は、これに必要な限度で保有する情報を、その本来目的以外のために、内部で利用できる。

・地域防災計画に定めるところにより、民生委員、社協、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者(「避難支援関係者」という)に、名簿情報を提供するものとする。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

・市町村長が特に必要があると認める場合は、本人の同意を得ることを要しない。

2. 上記のほか同改正案では、新たに災害対策の「基本理念」を定め、ボランティア団体との連携、避難所等に関する特例、被害者の保護、災害緊急事態での対応、等東日本大震災の経験を踏まえた多くの改正が予定されています。(詳細は下記をご覧ください。)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hourei/kaisei_hourei.html

3. 遅れましたが、会員希望者の H25 年度のボランティア活動保険加入手続をしました。補償期間は H25 年 3 月 31 日までです。未加入の方で加入希望の方は申出て下さい。会費納入者であれば追加加入可能です。

○ 支部定期総会で今期活動計画も決まり、支部発足 5 年目がスタートしました。会員皆様のご意見をいただきながら地域防減災力向上のために尽力していきたいと思ひます。

花は 花は 花は咲く
いつか生まれる君に
花は 花は 花は咲く
わたしは 何を残しただろう

(「明日へ」復興支援ソング、「花は咲く」岩井俊二作誌より)